

議案第69号

鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例制定の件

鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年5月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年鹿児島県条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「第11章 医療型児童発達支援センター（第87条―第90条）」を「第11章 削除」に改める。

第3条中「指導」の次に「又は支援」を加える。

第67条第3号ア及び第4号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第5号中「肢体不自由」の次に「（法第6条の2の2第2項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。）」を加え、同号ア中「訓練室」を「支援室」に、「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に改める。

第76条第1号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第3号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導」を「支援」に改める。

「第10章 福祉型児童発達支援センター」を「第10章 児童発達支援センター」に改める。

第81条を次のように改める。

（設備の基準）

第81条 児童発達支援センターの設備の基準は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けることとする。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）の基準に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けることとする。

3 第1項の発達支援室及び遊戯室は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 発達支援室の1室の定員は、これをおおむね10人とし、その面積は、児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。

(2) 遊戯室の面積は、児童1人につき1.65平方メートル以上とすること。

第83条及び第84条中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第85条を次のように改める。

第85条 削除

第86条を次のように改める。

（心理学的及び精神医学的診査）

第86条 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

第11章を次のように改める。

第11章 削除

第87条から第90条まで 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「改正法」という。）附則第11条の規定により改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、この条例による改正後の鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第81条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

3 この条例の施行の際現に設置しているこの条例による改正前の鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第81条第1号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第2号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新条例第81条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

(提案理由)

児童福祉法第45条第2項の内閣府令で定める基準の変更に伴い、所要の改正をしようとするものである。